

リサーチセンターの検証について

リサーチセンター設置基準等に係る取扱い

(毎年度の検証)

第8条 リサーチセンターの毎年度の検証（次条の設置期間終了後の評価は、除く。）は、研究機構委員会規程第4条第2項第3号による。

- 2 研究機構委員会は、検証結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の検証結果を戦略企画会議、教育研究評議会に報告し、公表する。

◇ リサーチセンターの事業計画書及び研究成果報告書（評価の様式を準用）に基づいて、技術科学イノベーション研究機構委員会で検証する。

検証方法

次の事項について、各委員の意見を取りまとめる。

1 設置目的に沿った運営状況

- 設置目的に沿った運営がなされている。
- 設置目的に沿った運営がなされているが、一部に改善すべき点がある。
- 運営方法を見直す必要がある。

2 平成29年度の研究成果

- 目標を上回る研究成果が得られた。
- 目標どおりの研究成果が得られた。
- 目標を下回る研究成果となった。

3 今後の研究計画及び期待される効果

- 研究計画どおりに実施することにより、効果が期待される。
- 研究計画を見直す必要がある。

4 改善に向けた意見